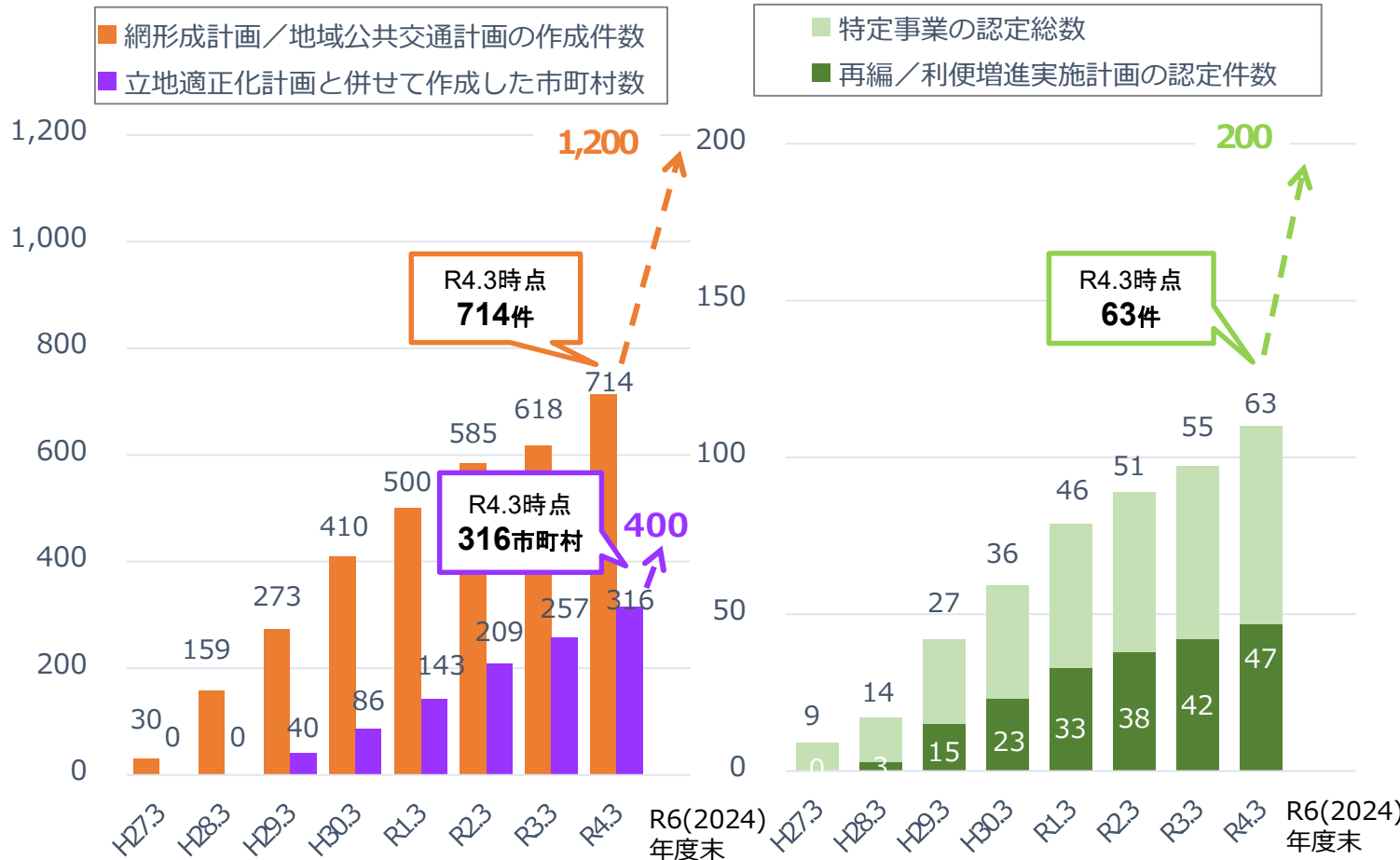


新たな計画制度における政策目標値の設定

- これまでの法定計画の策定状況を踏まえ、以下の新たな政策目標値を設定。
 - ・地域公共交通計画の策定件数
 - ・地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数
 - ・地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数
- 国が予算や人材育成・ノウハウ面の支援を行うことで、**マスタープラン作成等の取組を更に多くの地域に拡げること**(「量」の拡大)とあわせて、**まちづくりとの連携(両計画の作成部署の緊密な連携等)を含む「質」の向上も促進。**



新たな政策目標値

(いずれもR6 (2024) 年度末時点)

地域公共交通計画の策定件数

1,200件

⇒持続可能な旅客運送サービスの提供の確保に向けた地域の取組を促進

地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数

400市町村

⇒まちづくりとの連携を強化

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数

200件

⇒地域の実情に応じた旅客運送サービスの提供の確保のための仕組みの活用を促進